

阿賀野市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

阿賀野市議会議長 市川英敏

#### 阿賀野市議会規則第 1 号

##### 阿賀野市議会会議規則の一部を改正する規則

阿賀野市議会会議規則（平成16年阿賀野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第157条の次に次の1条を加える。

（通信端末機器の使用）

第157条の2 議員は、通信端末機器（議会が指定するタブレット型端末に限る。以下同じ。）を会議において使用することができる。ただし、前条の印刷物の配布を電子データにより行う場合は、議長又は委員長の許可を得なければならない。

2 議員の通信端末機器の使用については、第156条の規定を準用する。

3 第1項本文及び前項の規定は、答弁者の通信端末機器の使用について準用する。

4 議長又は委員長は、前2項の規定に反する使用があった場合その他通信端末機器の使用に関し議事に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、使用の中止を命ずることができる。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。